

# 公認心理師法附則第5条に基づく対応について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課公認心理師制度推進室

# 公認心理師の概要

## 1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※平成27年9月9日成立・9月16日公布（議員立法）、平成29年9月15日全面施行

## 2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

## 3. 公認心理師試験・登録

- ・試験事務・登録事務については、法に基づく指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人公認心理師試験研修センター」が実施。
- ・公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）  
第7回試験は、令和6年3月3日（日）実施
- ・登録者数：71,987人（令和6年3月末日現在）  
※合格者が公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

# 公認心理師法附則第5条に基づく対応について

- ▶ 文部科学省及び厚生労働省において、公認心理師法附則第5条に基づき、平成29年の法施行からこれまでの状況について検討した内容を報告する。

## 公認心理師法（平成27年法律第68号）

### 附 則

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 公認心理師法案に関する附帯決議

（衆議院）

六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

（参議院）

六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

## 法の施行の状況についての検討の経緯

- ◆ 文部科学省及び厚生労働省において、法附則第5条の規定に基づき、法施行からこれまでの、法の施行状況に係る調査結果や試験実施状況等に係る資料（報告書中の「法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状」）を作成した。
- ◆ 令和元年度から、障害者総合福祉推進事業（以下「推進事業」という。）において、公認心理師の実態や養成に係る課題及び対応の整理等について、適宜、必要な調査や有識者による検討を実施してきたところ、当該調査結果を検討において活用することとした。
- ◆ 実態を踏まえた対応を行う観点から、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等に対し、公認心理師法施行状況調査票を送付しヒアリングを実施した（計26団体）。ヒアリング内容としては、公認心理師の国家資格化及び公認心理師の配置による利点、公認心理師の貢献、公認心理師に期待すること、今後の課題等を伺った。
- ◆ 上記結果等踏まえ、社会保障審議会障害者部会（令和5年6月23日）に、法の施行の状況について中間整理を報告した。中間整理においては、法の規定の施行の状況について、さらに検討を加えるため、公認心理師の登録者約7万人を対象とする活動状況等の調査を実施することとした。
- ◆ 中間整理の方針に則って、公認心理師の活動状況について、約7万人の登録者を対象とする令和5年度公認心理師活動状況等調査を実施した。
- ◆ 上記の結果等を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省において、法の施行の状況について検討した結果を報告する。

# 令和5年度公認心理師活動状況等調査概要

## 1. 調査目的

文部科学省及び厚生労働省において、公認心理師法附則第5条に基づき、平成29年の法施行からの状況について検討が行われ、先般、社会保障審議会障害者部会に中間整理が報告されたところである。当該中間整理において、約7万人の登録者を対象とする就労状況等の調査をできるだけ早期に実施することとされており、公認心理師制度の検討に資することを目的として、公認心理師の登録者全員を対象とした活動状況等に関する調査を実施した。

## 2. 実施主体

一般財団法人公認心理師試験研修センター

※調査は事業者に委託して実施

※有識者による検討委員会において調査内容を検討（厚生労働省はオブザーバーとして検討に参加）

## 3. 調査対象

令和5年10月末日時点の公認心理師登録者全員（71,732人）

## 4. 調査期間

令和5年11月1日～11月30日

## 5. 調査・周知の方法

- ・調査対象者にハガキを郵送し、Webアンケートサイトからの回答を依頼。回答は任意であり、回答しないことによる不利益はないことを周知。回答者はハガキに印刷されたQRコード等を介してサイトにアクセスし回答。
- ・文部科学省及び厚生労働省から、関係団体（職能団体、病院関係団体、学会、各種学校、自治体等）に対し、本調査の周知に協力を依頼する通知を发出。
- ・公認心理師試験研修センターから、同センターにメールアドレスを登録している調査対象者に直接メールを送信することにより周知。

## 6. 調査項目

①基本属性、②勤務先機関、③心理的支援業務への従事状況、④心理的支援業務を実施している公認心理師の状況、⑤心理的支援業務を実施している公認心理師からのご意見・ご要望、⑥心理的支援業務を実施していない公認心理師の状況、⑦心理的支援業務を実施していない公認心理師からのご意見・ご要望 ※令和5年11月1日時点の状況を回答

## 7. 回答結果

登録者数	調査対象数 ※1	回答数	回答率 ※2
71,732人	71,408人	38,827人	54.4%

※1 宛先不明による返送数を登録者数から控除した

※2 回答数/調査対象数×100

## 8. 検討委員会

領域	氏名	所属
司法・犯罪	門本 泉	大正大学 教授
	○子安 増生	京都大学 名誉教授（公認心理師試験研修センター執行理事）
教育	田村 節子	東京成徳大学 教授
（統計）	中村 知靖	九州大学 教授
保健医療	花村 温子	埼玉メディカルセンター心理療法室
産業・労働	水島 秀聡	小島プレス工業株式会社 安全健康部健康推進課
福祉	薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

○：委員長、50音順・敬称略

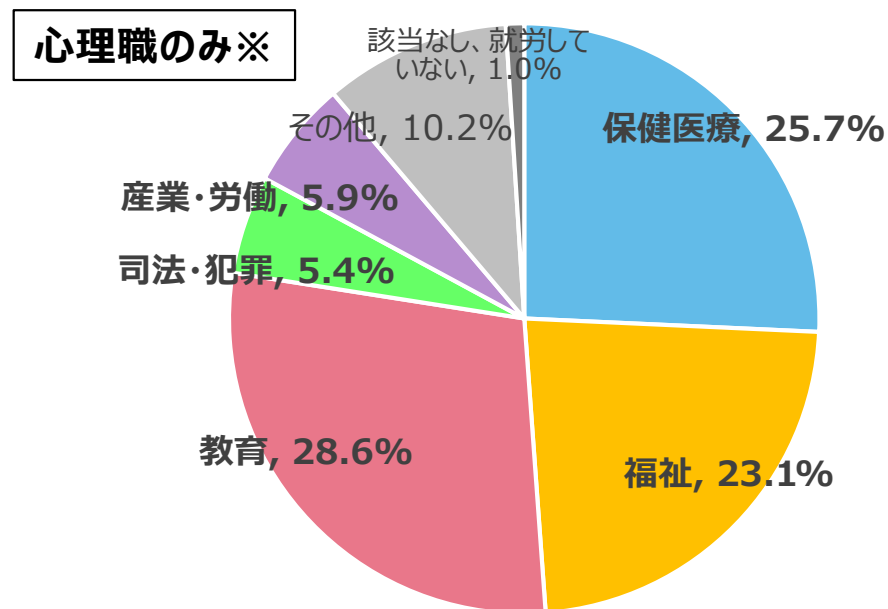
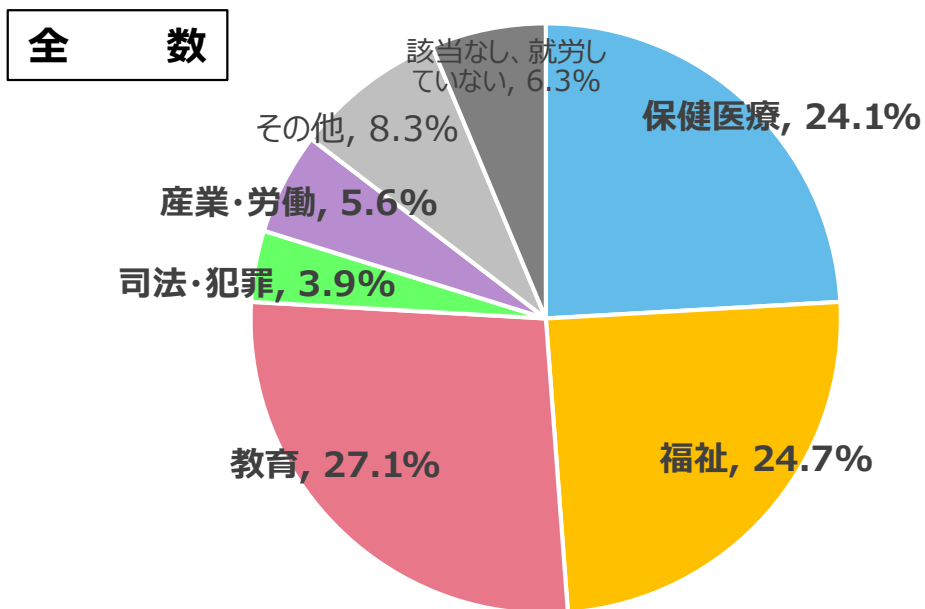


# 令和5年度公認心理師活動状況等調査結果

## 公認心理師の主たる勤務先（分野）

令和5年度 \*有効回答数38,827

➤ 現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択

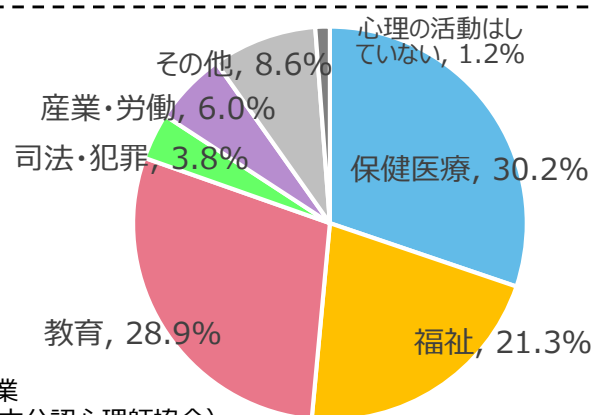


※「心理に関する職種として雇用され、心理的支援業務に従事している職場がある」を回答した者を抽出 \*有効回答数22,307

出典：令和5年度公認心理師活動状況等調査（公認心理師試験研修センター）

令和2年度 \*有効回答数13,000

➤ 公認心理師の専門性に基づく活動を行っている主たる活動分野を1つ選択



出典：令和2年度障害者総合福祉推進事業  
公認心理師の活動状況等に関する調査（日本公認心理師協会）

### 勤務先機関（例）

- 【保健医療】 病院、診療所、保健所 等
- 【福祉】 障害者支援施設、児童福祉施設、児童相談所 等
- 【教育】 教育相談機関、学校、学生相談室 等
- 【司法・犯罪】 警察関係、裁判所関係、法務省関係 等
- 【産業・労働】 組織内外の健康管理・相談室 等
- 【その他】 私設心理相談室、大学等 等

# 公認心理師の主たる勤務先（機関）

有効回答数38,827

➤ 現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択（公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q2-2、R5年11月1日時点）

保健医療		R5 9,368人
病院	精神科主体	2,966人 (31.7%)
	身体科主体	2,450人 (26.2%)
診療所	精神科主体	1,369人 (14.6%)
	精神科以外が主体	639人 (6.8%)
	医療機関併設の相談室	155人 (1.7%)
保健所等	精神保健福祉センター	185人 (2.0%)
	保健所・保健センター	771人 (8.2%)
	介護老人保健施設	173人 (1.8%)
	その他	660人 (7.0%)

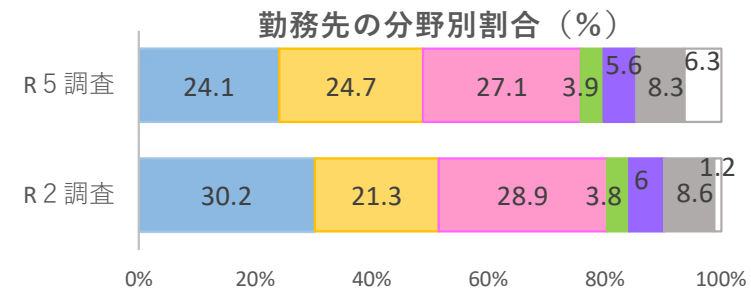
司法・犯罪		R5 1,527人
警察関係（警察・科捜研等）		350人 (22.9%)
裁判所関係(家庭裁判所等)		381人 (25.0%)
法務省矯正局関係		561人 (36.7%)
法務省保護局関係		153人 (10.0%)
各種支援団体		34人 (2.2%)
その他		48人 (3.1%)

福祉		R5 9,571人
障害	障害福祉分野の相談支援・通所機関	1,573人 (16.4%)
	児童発達支援、放課後デイサービス等	1,708人 (17.8%)
児童	児童相談所	1,397人 (14.6%)
	児童発達支援センター	537人 (5.6%)
他施設	子育て世代包括支援センター等	749人 (7.8%)
	高齢者福祉分野の相談支援機関	455人 (4.8%)
	婦人保護施設等	72人 (0.8%)
	上記以外の勤務先施設	2,578人※ (26.9%)
その他		439人 (4.6%)

産業・労働		R5 2,180人
組織内の健康管理・相談室		993人 (45.6%)
組織外の健康管理相談室		517人 (23.7%)
障害者職業センター等		150人 (6.9%)
その他の就労支援機関		357人 (16.4%)
その他		163人 (7.5%)

教育		R5 10,512人
公立教育相談機関・教育委員会等		2,193人 (20.9%)
幼小中高等学校		5,670人 (53.9%)
大学・短大等の学生相談室		1,250人 (11.9%)
特別支援学校等		869人 (8.3%)
民間教育機関等		286人 (2.7%)
その他		244人 (2.3%)

その他		R5 3,216人
私設心理相談機関等		884人 (27.5%)
国又は地方公共団体の心理施設等		156人 (4.9%)
大学等附属の心理相談施設等		167人 (5.2%)
大学・研究所等		1,862人 (57.9%)
その他(NPO等)		147人 (4.6%)



➤ 分野別人数(白字):該当分野に1以上勤務先機関がある者の数  
 ➤ 各機関の割合(カッコ内黒字):分野別人数に占める各機関勤務者の割合 ※欄は複数の選択肢への回答数を累計して算出

➤ 現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択（公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q2-2、R5年11月1日時点）  
 ※1 Q3-1において「A:心理に関する職種として雇用され、心理的支援業務に従事している職場がある」を回答した者を抽出

保健医療		R5 5,732人
病院	精神科主体	2,149人 (37.5%)
	身体科主体	1,219人 (21.3%)
診療所	精神科主体	1,123人 (19.6%)
	精神科以外が主体	302人 (5.3%)
	医療機関併設の相談室	131人 (2.3%)
保健所等	精神保健福祉センター	117人 (2.0%)
	保健所・保健センター	425人 (7.4%)
	介護老人保健施設	14人 (0.2%)
	その他	252人 (4.4%)

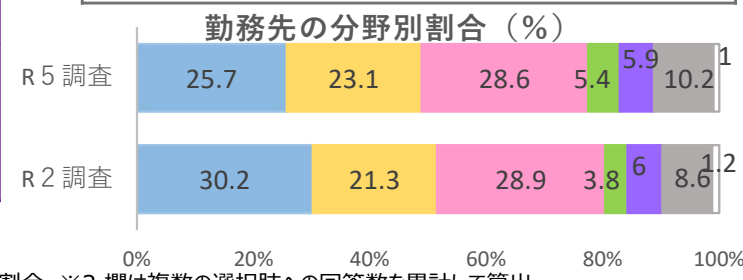
司法・犯罪		R5 1,205人
警察関係（警察・科捜研等）		218人 (18.1%)
裁判所関係(家庭裁判所等)		353人 (29.3%)
法務省矯正局関係		468人 (38.8%)
法務省保護局関係		127人 (10.5%)
各種支援団体		15人 (1.2%)
その他		24人 (2.0%)

福祉		R5 5,151人
障害	障害福祉分野の相談支援・通所機関	471人 (9.1%)
	児童発達支援、放課後デイサービス等	1,039人 (20.2%)
児童	児童相談所	1,153人 (22.4%)
	児童発達支援センター	404人 (7.8%)
他施設	子育て世代包括支援センター等	508人 (9.9%)
	高齢者福祉分野の相談支援機関	30人 (0.6%)
	婦人保護施設等	53人 (1.0%)
	上記以外の勤務先施設	1,327人※2 (25.8%)
その他		166人 (3.2%)

産業・労働		R5 1,321人
組織内の健康管理・相談室		515人 (39.0%)
組織外の健康管理相談室		451人 (34.1%)
障害者職業センター等		92人 (7.0%)
その他の就労支援機関		176人 (13.3%)
その他		87人 (6.6%)

教育		R5 6,390人
公立教育相談機関・教育委員会等		1,761人 (27.6%)
幼小中高等学校		3,191人 (49.9%)
大学・短大等の学生相談室		1,030人 (16.1%)
特別支援学校等		146人 (2.3%)
民間教育機関等		144人 (2.3%)
その他		118人 (1.8%)

その他		R5 2,275人
私設心理相談機関等		796人 (35.0%)
国又は地方公共団体の心理施設等		129人 (5.7%)
大学等附属の心理相談施設等		148人 (6.5%)
大学・研究所等		1,113人 (48.9%)
その他(NPO等)		89人 (3.9%)



➤ 分野別人数(白字):該当分野に1以上勤務先機関がある者の数  
 ➤ 各機関の割合(カッコ内黒字):分野別人数に占める各機関勤務者の割合 ※2 欄は複数の選択肢への回答数を累計して算出

# 公認心理師の勤務先（機関）前回調査との比較

R5:有効回答数31,950（心理的支援業務に従事している職場がある回答者の数）  
 R2:推定有効回答数12,848（公認心理師の専門性に基づく活動をしている回答者の数）

参考

➤ 現在の雇用先機関を複数選択（R5：公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q3-1、R5年11月1日時点）  
 （R2：公認心理師協会「公認心理師の活動状況等に関する調査」QB～G、R2年9月1日時点）

保健医療		R5 10,487人	R2 5,305人	福祉		R5 9,668人	R2 3,780人	教育		R5 11,936人	R2 5,338人
病院	精神科主体	3,330人 (31.8%)	1,608人 (30.3%)	障害	障害福祉分野の相談支援・通所機関	1,560人 (16.2%)	952人※ (25.2%)	公立教育相談機関・教育委員会等	2,936人 (24.6%)	1,322人 (24.8%)	
	身体科主体	2,388人 (22.8%)	1,376人 (25.9%)		児童	児童発達支援、放課後デイサービス等	2,094人 (21.7%)		-	幼小中高等学校	10,044人 (84.1%)
診療所	精神科主体	2,141人 (20.4%)	1,225人 (23.1%)	児童		児童相談所	1,357人 (14.0%)		645人 (17.1%)	大学・短大等の学生相談室	2,193人 (18.4%)
	精神科以外が主体	903人 (8.6%)	317人 (6.0%)		他施設	児童発達支援センター	697人 (7.2%)		582人 (15.4%)	特別支援学校等	924人 (7.7%)
	医療機関併設の相談室	444人 (4.2%)	170人 (3.2%)	他施設		子育て世代包括支援センター等	1,004人 (10.4%)		317人 (8.4%)	民間教育機関等	749人 (6.3%)
保健所等	精神保健福祉センター	258人 (2.5%)	170人 (3.2%)		他施設	高齢者福祉分野の相談支援機関	291人 (3.0%)		-	その他	361人 (3.0%)
	保健所・保健センター	1,430人 (13.6%)	649人 (12.2%)			他施設	婦人保護施設等	114人 (1.2%)	109人※ (2.9%)		
	介護老人保健施設	157人 (1.5%)	41人 (0.8%)	他施設	上記以外の勤務先施設		3,538人※ (36.6%)	-			
	その他	633人 (6.0%)	250人 (4.7%)		その他	422人 (4.4%)	386人 (10.2%)				
司法・犯罪		R5 1,731人	R2 681人	産業・労働		R5 3,049人	R2 1,413人	その他		R5 4,963人	R2 2,046人
警察関係（警察・科捜研等）		357人 (20.6%)	121人 (17.8%)	組織内の健康管理・相談室		1,495人 (49.0%)	713人 (50.5%)	私設心理相談機関等		2,002人 (40.3%)	685人 (33.5%)
裁判所関係（家庭裁判所等）		440人 (25.4%)	115人 (16.9%)	組織外の健康管理相談室		1,003人 (32.9%)	478人 (33.8%)	国又は地方公共団体の心理支援施設等		293人 (5.9%)	-
法務省矯正局関係		619人 (35.8%)	257人 (35.7%)	障害者職業センター等		159人 (5.2%)	69人 (4.9%)	大学等附属の心理相談施設等		615人 (12.4%)	406人 (19.8%)
法務省保護局関係		171人 (9.9%)	69人 (10.1%)	その他の就労支援機関		422人 (13.8%)	158人 (11.2%)	大学・研究所等		2,333人 (47.0%)	830人 (40.6%)
各種支援団体		120人 (6.9%)	51人 (7.5%)	その他		238人 (7.8%)	105人 (7.4%)	その他(NPO等)		456人 (9.2%)	315人※ (10.0%)
その他		72人 (4.2%)	35人 (5.1%)								

➤ 分野別人数(白字):該当分野に1以上勤務先機関がある者の数  
 ➤ 各機関の割合(カッコ内黒字):分野別人数に占める各機関勤務者の割合 ※欄は複数の選択肢への回答数を累計して算出  
 ➤ R2とR5の調査では施設の選択肢等が異なるため、比較を目的とし事務局にてとりまとめたもの



# 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

## 1. 公認心理師の活動について

### 現状

#### ア. 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について

これまでの調査事業及び関係者へのヒアリング、活動状況等調査（以下、「調査等の結果」という。）により、公認心理師が保健医療、福祉、教育等の各分野において、法第2条各号に定める行為（以下「支援行為」という。）を担っていること、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）からも公認心理師による支援行為が役立っているとの意見が得られた。また、活動状況等調査によると、各分野における公認心理師の配置が拡大していることが明らかとなった。

心の健康に係る制度施策への更なる貢献、ひいては国民の心の健康の保持増進への更なる寄与が期待されている。

### 課題

当事者関係団体から、公認心理師の支援をよく知らないといった指摘もあり、公認心理師の役割や活動分野の明確化、広報活動を通じ、相談機会の増加につなげる取組が期待されている。

更なる公認心理師の配置の拡大、安定した雇用の強化が望まれている。

### 対応の方針

- 公認心理師の役割の明確化・広報の強化等に向け、引き続き調査事業等を活用し、公認心理師の実態の把握に努め、当該調査結果を関係団体に普及啓発、行政説明の機会に活用するなど、公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう、その周知に努める。
- 例えば、保健医療分野における、診療報酬上の公認心理師に係る評価は徐々に拡大し、令和6年度は「心理支援加算」等を新設。このように収益性を担保し、公認心理師を雇用しやすい体制整備の強化を望む意見がある。各制度の検討に資するよう、引き続き、関係団体からの意見を伺い、調査研究等により、公認心理師による支援の実態や社会からのニーズを把握し、更なる公認心理師の配置の拡大、安定した雇用の強化を図る。
- なお、公認心理師制度の推進を図っていく上で、公認心理師の最新の実態を把握する必要があるため、今後も定期的に活動状況等調査を実施することを検討する。

#### イ. 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について

法案に関する附帯決議に基づき、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方と、主治の医師の指示の規定（法第42条第2項）及び運用基準が適切に運用されているか検討した。調査等の結果により、当該連携において、多職種チーム機能の向上、他分野間の連携等、より良い支援体制の構築に向け、公認心理師がその役割を担っていることが認められた。

また、主治の医師の指示の規定及び運用基準は、有効に機能しているとの意見が多数あった。

令和4年度推進事業において、関係者との連携により寄与していく上で、

- ・養成において関係職種の役割を理解すること、
- ・心理職の役割を関係職種に説明し相互理解を深めること、等

が必要と指摘された。

- 当該調査において得られた公認心理師の連携等の実態を活用し、関係職種に対し、公認心理師の役割について更なる理解が得られるよう周知を図る。なお、当該調査において得られた養成上の指摘等は、後述するカリキュラム及び資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度等を検討していく上で参考とする。
- 公認心理師が業務を行うに当たり、要支援者に主治の医師がある場合はその指示を受ける義務規定及び当該義務規定の運用を示した運用基準は、主治の医師の治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けるためという目的に照らし、有効に機能しているとの意見が多数あったところ、引き続き当該規定及び運用基準が適切に運用されるよう周知する。

# 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

## 2. 公認心理師の養成及び資質の向上について

### 現状

### 課題

### 対応の方針

#### ア. カリキュラム等について

各大学等及び大学院において、科目に関する通知に基づきカリキュラムを運用している。既に公認心理師として活動している者についても、試験及び研修等により、専門的な知識・技能、支援行為の質が高度化・均質化され、関係者や要支援者からの信頼及び安心感が向上したとの指摘があった。

より現場に必要な高度な専門的知識・技能を備えた人材育成に向け、カリキュラムの修正及び充実等が必要であるという指摘があった。

- 具体的な教育内容に係る個別の事項については、大学等及び大学院の6年間の養成を経た公認心理師の各分野における活動状況の評価等を踏まえ、必要に応じて適時に公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、検討を行う。また、公認心理師として養成する人材像、カリキュラム、試験それぞれの到達目標の整合性を図るなど、一貫した養成課程の構築を目指す。

#### イ. 実習演習の実施体制の整備について

実習科目は、実践力の高い人材を養成する上で重要な科目として、保健医療や福祉、教育等の分野において、適正に実施されている。

公認心理師の質の更なる維持・向上のため、実習科目の指導体制をより整備することが必要であるとの指摘があった。

- 令和4年度障害者総合福祉推進事業において、公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会の科目等を検討した。その成果を踏まえ、令和5年度から、国庫補助による講習会を実施している。
- また、今回のヒアリングの内容を踏まえ、現行の科目に関する通知の改正や、実習指導ガイドラインの在り方や必要性も含めて検討する。
- 公認心理師の配置が不足する機関については、今後、実習指導の体制整備の検討と、公認心理師の配置の拡充等の対応を並行して行う。

#### ウ. 試験の体制整備について

法の施行から令和5年度までの間に計7回の試験を実施している。試験事務は指定試験機関及び指定登録機関である公認心理師試験研修センターが適正に実施している。

試験問題をより適切な内容とすること、試験問題の評価を行い質の向上を図ること等、試験実施の一層の体制強化が必要であるとの指摘があった。

- 今般、試験問題の評価等を行う委員会を設置し、試験事務の更なる改善に向けた取組を行っている。文部科学省及び厚生労働省としては、引き続き、適正な試験の実施に努めていく。
- 試験日や合格発表日は、大学院修了者等の就職に配慮し、第7回試験は令和6年3月に実施しており、令和7年以降の試験も、継続して当該年度内に試験を実施する予定である。

#### エ. 研修制度について

関係団体がそれぞれの特性を踏まえ、公認心理師の資質の向上への取組を行っている。

更なる資質の均一化、より専門的な資質を客観的に担保する仕組みを構築するため、資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度が望まれる。

- 関係団体が相互に連携及び協働を図りながら、公認心理師が生涯にわたり体系的に研修に取り組める仕組みの構築が進むよう支援する。

# 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

## まとめ

- 法の施行後からこれまでの間、各分野における公認心理師の配置は拡大してきており、法についても円滑に施行されている。また、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与するという法の目的が達成されている。
- 一方、公認心理師の活動や養成等の現状について、いくつかの課題も指摘されていることから、文部科学省及び厚生労働省においては、法の規定が円滑に施行されるよう、取りまとめの結果も踏まえ、行政、公認心理師関係諸団体及び各分野の関係者と協働し、必要な取組を進めていく。

